

台湾公平交易法

公布・施行 1991年02月04日
改正 1999年02月03日
2000年04月26日
2002年02月06日
2010年6月9日
2011年11月23日

第一章 総則

(本法制定の目的)

第1条 本法は、取引秩序及び消費者利益を保護し、公正な競争を確保し、国民経済の安定及び繁栄を促進するために制定されたものである。本法に規定されていないものについては、他の関連する法律の規定を適用する。

(事業者の定義)

第2条 本法において事業者とは、次のものをいう。

1. 会社
2. 自営業又はパートナーシップ形式による工業又は商業の事業体
3. 同業組合
4. その他商品又は役務の提供により取引に従事する個人又は団体

(取引相手の定義)

第3条 本法において取引相手とは、事業者と取引を行う又は取引を成立する供給者又は需要者をいう。

(競争の定義)

第4条 本法において競争とは、2つ以上の事業者が取引市場で、より有利な価格、数量、品質、サービス又はその他の条件をもって、取引の機会を獲得するための行為をいう。

(独占、独占とみなす情況、特定市場の定義)

第5条 本法において独占とは、事業者が特定の市場において無競争状態、又は競争を排除できる能力がある圧倒的地位を占める状態をいう。2つ以上の事業者が実際に価格競争を行わず、その全体の対外的な関係が前項規定のような場合、独占とみなす。

第1項において特定の市場とは、事業者が一定の商品又は役務に関して従事する競争の区域又は範囲をいう。

(独占事業者の認定標準)

第5条の1 次のいずれの状況にも該当しない事業者は、前条において独占事業の認定対象とならない。

1. 一つの事業者の特定市場における市場占有率が2分の1に達する場合。
2. 二つの事業者全体の特定市場における市場占有率が3分の2に達する場合。
3. 三つの事業者全体の特定市場における市場占有率が4分の3に達する場合。

前項各号のいずれかの状況に該当し、その個別事業者の該特定市場における占有率が10分の1に達しない場合、又はその個別事業者の前会計年度の総売上高が10億台湾元に達しない場合、該事業者は独占事業の認定対象とならない。

事業の設立、又は事業者が提供する商品又は役務の特定市場への参入が、法令又は技術的な制限を受ける、あるいはその他市場の需要と供給に影響を与え市場競争を阻害しうる事情がある場合には、前2項の認定対象とならないものであっても、中央主務官庁はこれを独占事業者と認定することができる。

(事業結合の定義)

第6条 本法において結合とは、事業者に次のいずれかの事情がある場合をいう。

1. 他の事業者と合併する場合。
2. 他の事業者の株式を保有又は取得した場合、又は出資額が当該他の事業者において議決権がある株式総数又は資本総額の3分の1以上に達する場合。
3. 他の事業者の営業又は財産の全部又は主要部分を譲り受け又は借り受ける場合。
4. 他の事業者と経常的に共同経営する場合、又は他の事業者の委託を受けて経営する場合。
5. 他の事業者の業務・経営又は人事任免を直接又は間接的にコントロールする場合。

前項第2号の株式又は出資額を算定する際、該事業が支配する事業及び該事業に従属する事業者が保有又は取得する他の事業者の株式又は当該他の事業への出資額を含まなければならない。

(連合行為の定義)

第7条 本法において連合行為とは、事業者が契約、協議又はその他の形式の合意をもって競争関係にある他の事業者と共同して商品又は役務の価

格を決定したり、又は数量、技術、製品、設備、取引対象、取引の地区等を制限することにより相互に事業活動を拘束する行為をいう。

前項において連合行為とは、同一の生産販売段階にある事業者の水平連合が、生産、商品取引又は役務の需要と供給といった市場機能に影響を与えうる場合に限る。

第1項において「その他の形式で合意」とは、契約、協議以外の意思疎通が、法的な拘束力の有無を問わず、実際に共同行為に至らすことができるものをいう。

同業組合が規程又は会員大会、取締役会、監査役会の決議又はその他の方法によって事業活動について取決める行為も第2項の水平連合とする。

(マルチ商法、マルチ事業者及び参加者の定義)

第8条 本法においてマルチ商法とは、商品又は役務の販売促進又は販売に係る計画又は組織において、入会者が一定の対価を支払うことにより、商品又は役務の販売促進する権利、及び他人を紹介し入会させる権利を取得し、これらをもって手数料や奨励金、その他経済利益を得ることをいう。

前項において一定の対価の支払いとは、金銭の支払い、商品の購入、役務の提供又は債務の負担をいう。

本法においてマルチ事業とは、マルチ商法の運営計画又は組織を取り決めて、マルチ行為を統一的に計画する事業をいう。

外国事業の参加者又は第三者が、該事業のマルチ商法の計画又は組織を導入する場合、前項のマルチ事業者とみなす。

本法において参加者とは、次の者をいう。

1. マルチ事業の計画又は組織に加入して、商品又は役務の販売促進又は販売し、並びに他人を紹介して、入会させる者。
2. 一定の対価の支払いが蓄積されてはじめて商品又は役務の販売促進又は販売する権利、及び他人を紹介して入会させる権利を取得できることについて、マルチ事業と取決めを交わす者。

(主務官庁)

第9条 本法において主務官庁とは、中央政府においては行政院公平交易委員会を、直轄市(台北市、高雄市)においては直轄市庁を、県(市)においては県(市)庁をいう。

本法に定めた事項が他の機関の所管と係わりがある場合、行政院公平交易委員会が当該機関と協議して取り扱う。

第二章 独占、結合、連合行為

(独占事業の禁止行為)

- 第 10 条 独占的事業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
1. 不公正な方法をもって、直接的又は間接に他事業の競争参入を阻害すること。
 2. 商品の価格又は役務の報酬を不正の決定、維持又は変更をなさること。
 3. 正当な理由がないにもかかわらず、取引相手に特別な優遇を求めてこれをさせること。
 4. その他、市場における自己の地位を濫用する行為。

(事業結合の申請基準、待受け期間及びその例外)

第 11 条 事業者の結合について、次のいずれかに該当する場合、中央主務官庁に結合の認可を申請しなければならない。

1. 事業者が結合することによって、その市場占有率が 3 分の 1 に達する場合。
2. 結合に参加する 1 つの事業者の市場占有率が、4 分の 1 に達する場合。
3. 結合に参加する事業者の前会計年度の売上高が、中央主務官庁により公告された金額を超える場合。

前項第 3 号の売上高は、中央主務官庁が金融機関事業及び非金融機関事業についてそれぞれ公告することができる。

事業者は、中央主務官庁が事業者より提出された申請資料を全て受理した日から 30 日以内に、結合を行ってはならない。但し、中央主務官庁は、必要があると認めれば、該期間を短縮又は延長し、並びに申請を提出した事業者に書面にて通知することができる。

中央主務官庁が前項の但書により延長した期間は、30 日を超えてはならない。延長された期間において結果の認可を申請する案件に対し、第 12 条の規定により、決定を行わなければならない。

中央主務官庁が、上記の期間を過ぎても第 3 項の但書の延長通知、又は前項の決定を行わなかった場合、事業者が直ちに結合することができる。但し、次のいずれかの状況に該当する場合、直ちに結合することはできない。

1. 結合の認可を申請した事業者の同意を得て、期間が再延長される場合。
2. 事業者が申請した事項に虚偽不実がある場合。

(事前申請の適用除外)

第 11 条の 1 前項第 1 項の規定は、次の状況に適用しない。

1. 結合に参加する 1 つの事業者が他の事業者の株式を保有し、又はこれに出資し、且つその数が該事業において議決権がある株式総

数又は資本総額の 50%以上に達しているにもかかわらず、当該他の事業者と結合する場合。

2. 同一事業において保有する株式又は出資額が議決権がある株式総数又は資本総額の 50%以上に達している事業者間の結合である場合。
3. 事業者がその全て又は主要部分の営業、財産、又は独立して運営することのできる業務の全部又は一部を、その独自に新設した他の事業者に譲渡する場合。
4. 事業者が会社法第 167 条第 1 項の但書又は証券法第 28 条の 2 の規定により株主が保有する株式を回収したことによって、該原株主が第 6 条第 1 項第 2 号の情況に合致する場合。

(申請案の決定及び附属条項)

第 12 条 事業結合の申請に対して、その結合が経済全体にもたらす利益が競争制限により生じる不利益より大きい場合、中央主務官庁は該結合を禁止してはならない。

中央主務官庁は、第 11 条第 4 項の申請案に対して行う決定について、該結合の経済全体にもたらす利益が競争制限により生じる不利益より小さくならないよう条件又は負担を付け加えることができる。

(不正な結合及び附属条項の未履行に関する処罰)

第 13 条 事業者が第 11 条第 1 項、第 3 項の規定に違反して結合した場合、又は申請後、中央主務官庁がその結合を禁止したにもかかわらず結合した場合、又は前条第 2 項の結合に付け加えた負担を、履行しない場合、中央主務官庁は、該結合を禁止し、期限を定めて、事業の分設、全て又は一部の株式の処分、業務の一部譲渡、職務の解任、又はその他必要な処分を命じることができる。

事業者が中央主務官庁の前項による処分に違反した場合、中央主務官庁は事業者に対し、解散、営業停止又は中止を命じることができる。

(連合行為の禁止、例外的な許可及びその査定期限)

第 14 条 事業者は連合行為をしてはならない。但し、連合行為が次のいずれかに該当し、且つ経済全体及び公共の利益に有益なものであり、中央主務官庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

1. コストの引下げ、品質の改善又は効率の向上のために、商品の規格又は形式を統一すること。
2. 技術の向上、品質の改善、コストの引き下げ又は効率向上のために、共同して商品又は市場の研究開発をすること。
3. 事業の合理的経営を促進するために、専門化された分野に従事すること。

4. 輸出の確保又は促進のために、専ら海外市場における競争に関して取り決めをすること。
5. 貿易機能を強化するために、外国製品の輸入に関して共同行為をすること。
6. 経済が不景気な期間において、商品の市場価格が平均的な生産コストを下まわり、該業種の事業を継続して維持することが困難となり、又は生産過剰に至る場合において、計画的に需要に合わせるため、生産・販売数量、設備又は価格の制限に係る共同行為をすること。
7. 中小企業の経営効率又は競争力を高めるために、共同行為をすること。

中央主務官庁が前項の申請を受理した後、3ヶ月以内に査定を作成しなければならない。必要がある場合、一回に延長することができる。

(連合行為許可の附属条項及び許可期限)

- 第 15 条 中央主務官庁は、前条の許可を為さる際、条件、制限又は負担を付することができる。
- 認可には期限をつけなければならない、その期間は 3 年を超えないものとする。事業者に正当な理由がある場合、期間満了前 3 ヶ月以内に書面をもって中央主務官庁に延長を申請することができる。該延長期間は 3 年を超えないものとする。

(連合行為許可の取り消し及び変更)

- 第 16 条 連合行為は許可を受けた後、許可事由が消滅したり、経済状況が変化した場合、又は事業者に認可範囲を超える行為がある場合、中央主務官庁は、許可の取り消し、許可の内容変更、該行為の停止や改善の命令、又は必要な訂正措施を採ることができる。

(連合行為許可に係る事項の登録及び公報掲載)

- 第 17 条 中央主務官庁は、前三条に定める許可、条件、制限、負担、期限及び関連処分に対して、専用の登記簿を備え、これらの事項を登記して、並びに政府公報に掲載しなければならない。

第三章 不正競争

(再販価格の取決め)

- 第 18 条 事業者は取引相手に対して、該取引相手が事業者の供給された商品を第三者に再販売する場合、又は第三者が再び該商品を再販売する場合、

自由に再販売価格を決定させなければならない。この規定に反する取決めは無効とする。

(競争を制限する又は公正な競争を阻害するおそれがある行為)

第 19 条 次のいずれかに該当する行為で、競争を制限又は公正な競争を阻害するおそれがある場合、事業者はこれをしてはならない。

1. 特定の事業者に損害を与える目的で、他の事業者に、該特定事業に対して商品の供給、購入、又はその他取引行為を断絶させる行為。
2. 正当な理由なく、他の事業者に対して差別的に遇する行為。
3. 脅迫、利益で誘い、又はその他不正の方法をもって、競争者の取引相手に、自己と取引させる行為。
4. 脅迫、利益で誘い、又はその他不正の方法をもって、他の事業者に、価格の競争をさせず、結合又は連合行為に参加させる行為。
5. 脅迫、利益で誘い、又はその他不正の方法をもって、他の事業者の生産販売上の秘密、取引相手の資料、又はその他関連技術上の秘密を取得する行為。
6. 取引相手の事業活動を不正に制限する条件をもって、当該取引相手と取引する行為。

(模倣の表徴又は外国の著名商標)

第 20 条 事業者は、その営業において提供する商品又は役務につき、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、商標、商品容器、包装、外観又はそのほかに、他人の商品を示す表徴と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の商品と混同を生じさせること、又は当該表徴を使用する商品を販売、運送、輸出あるいは輸入すること。
2. 関連事業又は消費者に一般的に認識されている他人の氏名、商号又は会社の名称、標章又はそのほかに、他人の営業、役務を示す表徴と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の営業又は役務の施設又は活動と混同を生じさせること。
3. 同一又は類似の商品について、未登録の外国の著名な商標と同一又は類似するものを使用すること、又は該商標を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

前項の規定は、次の各号に掲げる行為に適用しない。

1. 普通の使用方法で、商品自体の慣用名称又は取引上同類の商品の慣用表徴を使用すること、又は該名称又は表徴を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

2. 普通の使用方法で、取引上同種の営業又は役務の慣用名称、又はその他表徴を使用すること。
3. 自己の氏名を善意的に使用すること、又は該氏名を使用する商品を販売、運送、輸出又は輸入をすること。
4. 前項第 1 号又は第 2 号に定める表徴について、関連事業又は消費者に一般的に認識されてない前に、それと同一又は類似するものを善意的に使用し、又は該表徴を用いる善意使用者からその営業と共に該表徴を譲り受けて使用し、又は該表徴を用いる商品を販売、運送、輸出又は輸入すること。

事業者は、他の事業者が前項第 3 号又は第 4 号の行為により、自己の営業、商品、施設又は活動が損害を受け、又は混同を生じるおそれがある場合、他の事業者に対し、適当な表徴をつけるよう要請することができる。但し、これは商品の運送しか行わない事業者に適用しない。

(虚偽不実又は誤解を生じさせる表示又は表徴)

第 21 条 事業者は、商品又は商品に係る広告において、又はそのほか公衆に知らせる方法によって、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等につき、虚偽又は不実で、又は誤解を生じさせる表示又は表徴をすることはできない。

事業者は、前項の虚偽又は不実で、又は誤解を生じさせる表示を掲載する商品を販売、運送、輸出又は輸入することはできない。

事業者が提供する役務について、前二項の規定に準用する。

広告代理業者は、事実を明らかに知りながら、又は知り得べき状況であるにもかかわらず、誤解を引き起こす広告を製作又は設計した場合、広告主と共に損害賠償の連帯責任を負う。広告メディア業者は、その放送又は刊行する広告が誤解を生じさせるおそれがあるものであることを知りながら、又は知り得べき状況であるにもかかわらず、当該広告を放送又は刊行する場合、広告主と共に損害賠償の連帯責任を負う。広告の推薦者は、その推薦の行為が誤解を生じさせるおそれがあるものであることを知りながら、又は知り得べき状況であるにもかかわらず、推薦の行為をなした場合、広告主と共に損害賠償の連帯責任を負う。但し、広告の推薦者が世間に知られる人物、専門家又は機構でない場合、広告主から得た報酬の 10 倍の範囲に限り、広告主と共に連帯賠償責任を負う。

前項にいう広告の推薦者とは、広告において商品若しくは役務に対する意見、信頼、発見又は自身の体験結果を反映する、広告主以外の者を指す。

(営業誹謗の禁止)

第 22 条 事業者は、競争の目的をもって、他人の営業上の信用損害を与えるに足る不実の事柄を陳述又は流布することはできない。

(変質なマルチ商法の禁止)

第 23 条 マルチ商法は、加入者が商品又は労務の普及又は販売促進において適正な価格に基づいたものでなく、主として他人の入会の紹介に基づいて手数料、奨励金その他経済的利益を得る場合は、これをしてはならない。

(マルチ商法の加入者の契約解除)

第 23 条の 1 マルチ商法の加入者は、契約した日より 14 日以内に、書面をもって、当該マルチ商法事業者に契約を解除する旨を通知することができる。マルチ商法事業者は、契約が解除された後 30 日以内に、加入者による返品 of 請求を受け入れ、当該商品を回収して、又は加入者自身に当該商品を返送させて、並びに契約解除時に全ての商品の購入代金、及びその他加入者が入会時に支払った費用を加入者に返金しなければならない。

マルチ商法事業者は、前項の規定に従って加入者に返金する際、当該商品の返品時に、加入者の責任に帰すべき事由で商品が毀損され価値が減少した際の損害額及び商品購入によって加入者に支払った奨励金又は報酬を、控除することができる。

前項の返品が当該事業者の回収によりなされた場合、当該商品の回収に要した運送費も控除することができる。

(マルチ商法加入者の契約終了)

第 23 条の 2 前条第 1 項の解除権期間過ぎても、加入者は、いつでも書面をもって契約を終止させて、マルチ商法の計画又は組織から退出することができる。

加入者が前項の規定により契約を終止させた後 30 日以内に、マルチ商法事業者は、加入者が当該商品を購入した際の 90% の価格で、所持された商品を買戻さなければならない。但し、当該取引により加入者に支払った奨励金又は報酬、及び回収した商品の価値が損われていた場合、その損害額を控除することができる。

(マルチ商法事業が請求する損害賠償又は違約金に対する制限)

第 23 条の 3 加入者が前 2 条により契約解除権又は契約終止権を行使する際、マルチ商法事業者は、当該契約の解除又は終止によって受けた損害賠償又は違約金を加入者に対して請求することはできない。

前2条における商品に関する規定は、労務の提供の場合にも準用する。

(マルチ商法の管理規則)

第23条の4 マルチ商法事業に関する報告、業務検査、会計士による監査を受けて外部に開示すべき財務諸表、加入者への告知、契約参加の内容、加入者の権益保障、加入者の権益に重大な影響を与える禁止行為、及び加入者に対する管理義務等に関連する事項は、中央主務官庁がその方法を定める。

(その他の欺瞞又は明らかに公正ではない行為)

第24条 本法に別に規定がある場合を除き、事業者はその他取り引きの秩序に影響を与えるに足る欺瞞的な又は著しく公正を欠く行為をしてはならない。

第四章 公平交易委員会

(公平交易委員会の職権)

第25条 本法における公正取引に係る事項を取り扱うため、行政院は公平交易委員会を設置しなければならない。公平交易委員会の所掌事務は、下記の通りとする。

1. 公正取引政策及び法規の作成及び制定に関する事項
2. 本法における公正取引に係る審議に関する事項
3. 事業活動及び経済状況の調査に関する事項
4. 本法に違反する事件の調査及び処分に関する事項
5. 公正取引に関するその他の事項

(摘発又は職権による調査)

第26条 公平交易委員会は、本法の規定に違反し公共利益を害する事情に対して、摘発又は職権により調査を行うことができる。

(調査の手続)

第27条 公平交易委員会は、本法に基づき調査を行う場合、下に掲げる手続に従って行うことができる。

1. 当事者及び関係者に、出頭して、意見陳述する旨を通知する。
2. 関連する機関、団体、事業者又は個人に、帳簿、書類及びその他の必要な資料又は証拠物を提出する旨を通知する。
3. 関連する団体又は事業者の事務所、営業所、又はその他の場所に、職員を派遣して必要な調査を行う。

調査を行う職員は、法により公務を執行する際、職務の執行に関する証明書類を提示しなければならない。その提示をしない場合、調査を受ける者は調査を拒否することができる。

(ファイル閲覧及びファイル閲覧方法)

第 27 条の 1 当事者又は関係者は前条の調査手順を進める際、下記のいずれに該当するものを除き、その法律上の利益を主張又は保護する必要のために、関連資料又はファイルの閲覧、書写、コピー、撮影を請求することができる。

1. 行政決定前の草稿又はその他の準備作業書類。
2. 国防、軍事、外交及び一般的な公務の機密に関わり、法の規定により秘密保持の必要があるもの。
3. 個人のプライバシー、職業秘密、営業秘密に関わり、法に規定により秘密保持の必要があるもの。
4. 第三者の権利を侵害するおそれのある場合。
5. 社会治安、公共安全又はその他公共利益に関わる職務の正常な進行を著しく妨げるおそれのあるもの。

前項請求者の資格、請求期間、資料又はファイルの閲覧範囲、進行方法等関連手続事項及びその制限は、中央主務官庁がこれを定める。

(職権の独立行使)

第 28 条 公平交易委員会は、法により独立して職権を行使する。公正取引に関する事件の処分は、公平交易委員会の名義においてすることができる。

(公平交易委員会の組織)

第 29 条 公平交易委員会の組織は、別に法律でこれを定める。

第五章 損害賠償

(侵害排除の請求権及び侵害予防の請求権)

第 30 条 事業者が本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合も侵害の予防を請求することができる。

(損害賠償責任)

第 31 条 事業者は、本法の規定に違反し他人の権益を侵害するに致った場合は、損害賠償の責任を負う。

(賠償額の斟酌と裁定)

第 32 条 法院は、前条に定めた通り被害者からの請求に対して、事業者の行為が故意によるものと認める場合、侵害の状況により、実際に被った損害の額以上の賠償を定めることができる。但し、その額は証明された損害額の 3 倍を超えることはできない。
侵害者がその侵害行為により利益を得た場合、被害者は、当該利益に基づいて損害額を算定することを請求することができる。

(消滅時効)

第 33 条 本章に定めた請求権は、請求権者が侵害行為及び賠償義務者を知った時点より 2 年間これを行わない場合、消滅する。また、侵害行為がなされた時点より 10 年を経過した場合も同様する。

(判決書の新聞掲載)

第 34 条 被害者は、本法の規定により法院に訴訟を提起する際、侵害者の費用で判決書の内容を新聞に掲載することを請求することができる。

第六章 罰 則

(罰則 1)

第 35 条 第 10 条、第 14 条、第 20 条第 1 項の規定に違反して、中央主務官庁が第 41 条の規定により期限を定めて、その違法行為の停止、改善、又は必要な更正措置を採るよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改善されず又は必要な更正措置が採られない場合、又は一旦停止後再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、当該行為者は 3 年以下の懲役、拘留又は 1 億台湾元以下の罰金又はその併科に処す。

第 23 条の規定に違反した場合、行為者は 3 年以下の懲役、拘留又は 1 億台湾元以下の罰金又はその併科に処す。

(罰則の減免)

第 35 条の 1 第 14 条の規定に違反する事業が以下の事情のいずれかに該当し、かつ中央主務官庁の事前同意を得たときは、中央主務官庁が第 41 条によりなされた過料処分を減輕し、又は免除する。

1. 中央主務官庁が関連事実を知らない内、又は本法に基づく調査を行う前に、その関与した連合行為に関し、中央主務官庁に対して具体的な違法について書面を提出して告発又は陳述を行い、関連証拠を提出し、かつ調査に協力した場合。

2. 中央主務官庁の本法に基づき調査を行う期間中に、その関与した連合行為に関し、具体的な違法事情を陳述し、関連証拠を提出し、かつ調査に協力した場合。

前項の適用対象に関する資格要件、減免の基準及び社数、違法事実にかかる証拠の提出、身分に関する秘密保守並びにその他実施方法に関する事項は、中央主務官庁がこれを定める。

(罰則 2)

第 36 条 第 19 条の規定に違反して、中央主務官庁が第 41 条の規定により当該違反行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じたにもかかわらず、指定された期限を過ぎても当該違反行為が停止、改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、又は一旦停止後、再び同様又は類似の違法行為がなされた場合、行為者は 2 年以下の懲役、拘留又は 5 千万台湾元以下の罰金又はその併科に処す。

(罰則 3)

第 37 条 第 22 条の規定に違反する場合、行為者は、2 年以下の懲役、拘留又は 5 千万台湾元以下の罰金又はその併科に処す。
前項の罪は、親告罪である。

(法人に対する罰金刑)

第 38 条 法人が前 3 条に違反する場合、前 3 条の規定により行為者を罰するほか、その法人に対しても、当該各条に定める罰金に処す。

(法律が競合する際、条項の適用)

第 39 条 その他の法律は、前 4 条に定めた処罰より重い刑罰の規定がある場合、その法律の規定に従う。

(罰則 4)

第 40 条 事業者が第 11 条第 1 項、第 3 項に違反して結合する場合、又は申請後中央主務官庁からその結合を禁止されたにもかかわらず結合する場合、又は第 12 条第 2 項の結合に付加された負担を履行しない場合、第 13 条の規定により処分するほか、10 万台湾元以上 5 千万台湾元以下の過料に処す。

事業結合が第 11 条第 5 項の但書第 2 号の規定する状況がある場合、5 万台湾元以上 50 万台湾元以下の過料に処す。

(罰則 5)

第 41 条 公正取引委員会は、本法の規定に違反する事業者に対して、期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに 5 万台湾元以上 2 千 5 百万台湾元以下の過料に処することができる。また、所定の期間内に、当該違反行為が停止、改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、公正取引委員会は引続き期限を定め、当該行為の停止、改正、又は必要な更正措置を採るよう命じ、並びに当該行為を停止、改正、又は必要な更正措置を採るまで回数に照らして 10 万台湾元以上 5 千万台湾元以下の過料を連続して科することができる。事業が第 10 条及び第 14 条に違反し、事情が重大であると中央主務官庁が認定した場合、前項の過料金額の制限を受けず、当該事業における前事業年度の売上金額の 100 分の 10 以下の過料に処することができる。前項にいう事業の前年度の売上金額の算定、重大な違法事情の認定、過料の計算方法は、中央主務官庁がこれを定める。

(罰則 6)

第 42 条 第 23 条の規定に違反した場合、第 41 条の規定により処分するほか、その違反状況が重大である場合には、解散、営業停止又は休業を命じることができる。第 23 条の 1 第 2 項、第 23 条の 2 第 2 項又は第 23 条の 3 の規定に違反した場合、期限を定めて当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じることができ、並びに 5 万台湾元以上 2 千 5 百万台湾元以下の過料に処することができる。指定した期限を過ぎても、当該違反行為が停止、改正されず又は必要な更正措置が採られない場合、引続き期限を定め、当該行為の停止、改正又は必要な更正措置を採るよう命じ、当該行為を停止、改正、又は必要な更正措置が採られるまで回数に照らして 10 万台湾元以上、5 千万台湾元以下の過料を連続して科することができる。その違反状況が重大である場合、解散、営業停止又は休業を命じることができる。中央主務官庁が第 23 条の 4 により定めた管理方法に違反した場合、公正取引委員会は第 41 条の規定に基づき処分することができる。

(営業停止の期間)

第 42 条の 1 本法により営業停止を処された期間は、その営業停止期間に 1 回につき 6 ヶ月とする。

(罰則 7)

第 43 条 公正取引委員会が第 27 条の規定に基づき調査を行う際、調査対象者が期限内において正当な理由がなく、調査、意見陳述のための出頭又は

関連する帳簿、書類などの資料又は物証の提出を拒絶した場合は、2万台湾元以上25万台湾元以下の過料に処する。再通知を受けた調査対象者が正当な理由なく依然的に調査を拒絶する場合、公平交易委員会は調査対象者に引続き調査を通知を行い、調査対象者が調査を受け入れ、意見の陳述に出頭し又は帳簿、書類などの資料又は物証を提出するまで、回数に照らして5万台湾元以上50万台湾元以下の過料を連続して科することができる。

(強制執行)

第44条 前4条の規定により科された過料に対して納付を拒否する者は、法院による強制執行に服するものとする。

第七章 附 則

(本法適用除外の情況)

第45条 本法の規定は、著作権法、商標法又は特許法に基づき権利を行使する正当行為には適用しない。

(本法とその他の法律との競合適用の情況)

第46条 事業の競争に関する行為は、その他の法律に定める場合、本法の立法の主旨に反さない範囲内で、当該その他法律の規定を優先的に適用する。

(未許可・未認可の外国法人又は団体)

第47条 認可又は許可を受けていない外国法人又は団体は、本法に規定する事項について、告訴、自訴又は民事訴訟を提起することができる。但し、条約又は当該外国の法令、慣例に基づき、台湾人民又は団体が当該外国において同等の権利を享受することを条件とする。団体又は機関により締結された相互保護の協議が、中央主務官庁によって認可された場合も同様とする。

(本法の施行細則)

第48条 本法の施行細則は、中央主務官庁が定める。

(施行日)

第49条 本法は、公布の1年後から施行する。
本法の修正条文は公布の日より施行する。